

農業信用基金協会と信用保証協会との連携

農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもあり、農業信用基金協会と信用保証協会は連携しあって対応しています。

資金の使用目的に応じて、対応窓口は農業信用基金協会と信用保証協会のどちらか一方、もしくは両方になります。相談窓口に迷われたら、いずれかの協会にご相談ください。

連携体制のイメージ

